

千曲市立小中学校 非常災害※1・警戒レベルに応じた臨時休業及び登下校について ○令和3年5月災害対策基本法改定

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	前日及び午前6時30分までに発令された場合	児童生徒が登校後、発令された場合	情報伝達方法	給食	避難所
5	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	緊急安全確保 災害発生情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 浸水害・土砂災害	臨時休業 ※2 学校教育法施行規則第63条				
4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難指示 氾濫危険情報 洪水警報非常に危険 土砂災害警戒情報	臨時休業 学校教育法施行規則第63条	安全が確認されるまで学校待機 ・原則として、保護者迎え	注意喚起及び緊急を要する連絡事項は、メールで配信します。	給食の提供なし ※災害の状況によって、学校再開後、給食の提供ができません。その際の給食費は、いたしません。	千曲市災害対策本部の指示により、各学校が避難所となる場合があります。
3	・避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難 氾濫警戒情報 洪水警報 大雨・土砂災害警報	自宅待機 状況に応じて臨時休業 学校教育法施行規則第63条				
2	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報 氾濫注意情報 土砂災害注意情報	注意喚起 状況に応じて、 ・登校時間を遅らせる ・集団登校の実施 等	注意喚起 状況に応じて、 ・下校時間を早める ・集団下校の実施 ・保護者迎え(低学年)等			
1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 警報級の可能性	注意喚起	注意喚起	給食の提供あり		

※1 非常災害は、地震、暴風、豪雨、洪水、豪雪、台風、土砂崩れ等が挙げられます。その他、火事、予測しえない事故、事件等も含まれます。

※2 非常災害に伴う「臨時休業」の判断は、学校教育法施行規則第63条に基づき、校長が行います。校長は、市教委に報告します。

※学校所在地により、対応が異なる場合があります。

※「給食の提供なし」の場合、給食費は年度末に精算します。

